**令和８年（フ）第３２１号**
仙台市若林区二軒茶屋１番６―802号
破産者　高橋　修司
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第５２１号**
仙台市青葉区国見２丁目13番13号　ピースフル八幡201
破産者　萩原　良一
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第６２３号**
仙台市太白区郡山４丁目５番23号
破産者　塚　　駿太
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第６７号**
茨城県日立市台原町２丁目３番８号
破産者　大内　真一
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

**令和６年（フ）第２４２号**
群馬県藤岡市三本木82番地
破産者　神田よしの
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和６年（フ）第２６２号**
群馬県高崎市上並榎町90番地３　コーポ矢島Ⅰ104号、破産開始決定時の住所群馬県高崎市中尾町159番地１　サニーコート201号
破産者　神田　和生
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和７年（フ）第３７号**
群馬県富岡市七日市855番地１
破産者　中島　　裕
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和７年（フ）第２８０号**
群馬県高崎市下佐野町978―１　アルモニーアカイシⅡ104号、住民票上の住所群馬県高崎市並榎町361番地１
破産者　佐藤　貴郎
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和７年（フ）第３１３号**
群馬県高崎市福島町786番地10
破産者　藤前　杏奈
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和７年（フ）第３２１号**
群馬県高崎市並榎町221番地10、前住所群馬県高崎市上中居町238番地10
破産者　吉田　亜弓（旧姓小山）
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**令和７年（フ）第１８９８号**
さいたま市南区沼影１丁目１番15号　秋弘コーポ　207
破産者　加藤　　恵
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第２１１１号**
さいたま市南区内谷４丁目14番28号　ガーデンハウス２　101、旧住所さいたま市桜区西堀６丁目７番６―201号
破産者　秋元　利之
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第８１号**
さいたま市南区文蔵３丁目２番４号　カノン南浦和202
破産者　荒巻暢威知
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第５４９号**
埼玉県桶川市西２丁目７番９号
破産者　八木澤翔平
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第５９７号**
埼玉県桶川市大字下日出谷969番地の25
破産者　柳本　　拓
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第６２７号**
埼玉県川口市北原台２丁目６番３号　春花園弐番館　101号、開始決定時の住所埼玉県川口市大字安行慈林545番地の７
破産者　田邊　和憲
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第７４４号**
さいたま市見沼区丸ケ崎町51―14　メゾン丸宮Ｆ102、住民票上の住所さいたま市見沼区春岡１丁目27番地１
破産者　細田　征良
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第７９３号**
さいたま市見沼区東大宮７丁目46番地９　ファーストシティ大宮601
破産者　小笠原　真
1　決定年月日　令和８年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係